

令和8年度 「いじめ防止基本方針」について

奄美市立小宿小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

<いじめの防止等の対策に関する基本理念>

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人一人が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

1 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

<実践の方向性と本校での取組の概要>

- ① 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
→ **いじめ問題を考える週間、「命の大切さやいじめ問題を考える授業」公開、校内人権旬間、人権集会、道徳教育、特別活動、各教科指導の場における話し合い活動や指導（県教委「いじめ対策必携」、「ネットいじめ対策リーフレット」の活用）**
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む取組を推進する。

→ 道徳や特活の授業におけるアサーショントレーニング、ソーシャルスキルトレーニングの導入、「携帯電話・インターネットに関する調査」や「学校ネットパトロール」調査結果を基にした考察・対応

- ③ 「あまみっ子すこやかプログラム」の確実な実施による他者理解、自己理解、自己肯定感の醸成など積極的な生徒指導に努める。
- ④ 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの基盤づくりに努める。

→ 朝の会や帰りの会・特活の時間等で、自分や友達の「よさ」を見つける活動、称賛・激励の場の設定

- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について保護者はもちろん地域住民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を推進する。

→ 学校便りでの広報啓発はもちろん、PTAや地区青少年健全育成連絡協議会との連携・情報交換などの普及・啓発及びいじめ・不登校、インターネット等による問題についての学習会の実施

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める取組を推進する。

<実践の方向性と本校での取組の概要>

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取組に徹する。

→ 保護者や地域住民へのいじめの定義についての周知、保護者や地域住民からの情報提供への俊敏な対応及び見届けの徹底、教職員同士の情報交換の活性化（軽微な問題でも話題にし討議する場の設定）

- ② いじめの早期発見のため、毎月1回以上のアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守る環境づくりに努める。

→ 「いじめのない学校づくりの日」の日を毎月設定し、アンケート調査を実施するとともに、子ども一人一人の思いをしっかりと聞き取るための教育相談の実施、児童とふれあう時間の拡充

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う取組を推進する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

<実践の方向性と本校での取組の概要>

① 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備を確立しておく。

→ **年度当初の職員会議（本基本方針やいじめ対策必携の確認）、職員研修（生徒指導）における周知、毎月の職員会議における「気になる児童・事項」の設定、いじめ対策プロジェクトチームの周知**

② いじめに対する措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

→ **いじめアンケートの実態把握、いじめ対策プロジェクトチームの実践、必要に応じて関係機関・団体との連携を図ったケース会議の設定、チームでの対応**

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との普段からの密な連携を図る。

<実践の方向性と本校での取組の概要>

① いじめについては、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」、「まだ気付いていないいじめがある」、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本姿勢をもち、学校では軽微なことでも全職員で対応していくことを家庭や地域に十分に理解してもらおう機会をもつ。

② いじめに関して、学校は「いじめられている子どもを絶対を守る」姿勢を貫くことや、いじめている子どもに対しては、状況に応じて、懲戒（具体的に提示）や出席停止の措置（当該保護者の認識及び市教委の判断を仰ぎながら執行）等を講じていくことなど、学校としての毅然とした方針を明確にしていく機会をもつ。

③ P T Aや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校関係者評価委員会や地区コミュニティを活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

④ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

→ **P T A厚生部、評議委員会やP T A総会での情報収集・啓発の場の設定、学校関係者評価委員会との連携、地区青少年健全育成連絡協議会との連携（いじめに関する学校基本方針の説明会、経過報告会等の実施及び学校便りなど各種広報による積極的な啓発）**

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療・福祉機関、法務局など）との適切な連携を図る。

<実践の方向性と本校での取組の概要>

- ① 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

→ **小宿派出所、児童民生委員、市福祉政策課・市保護課との密な連携**

(必要に応じて随時、人権擁護委員、心療内科などの医療機関等とも連携)

2 いじめの防止等の対策のための組織

小宿小学校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織を設置する。

これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、設置するものである。

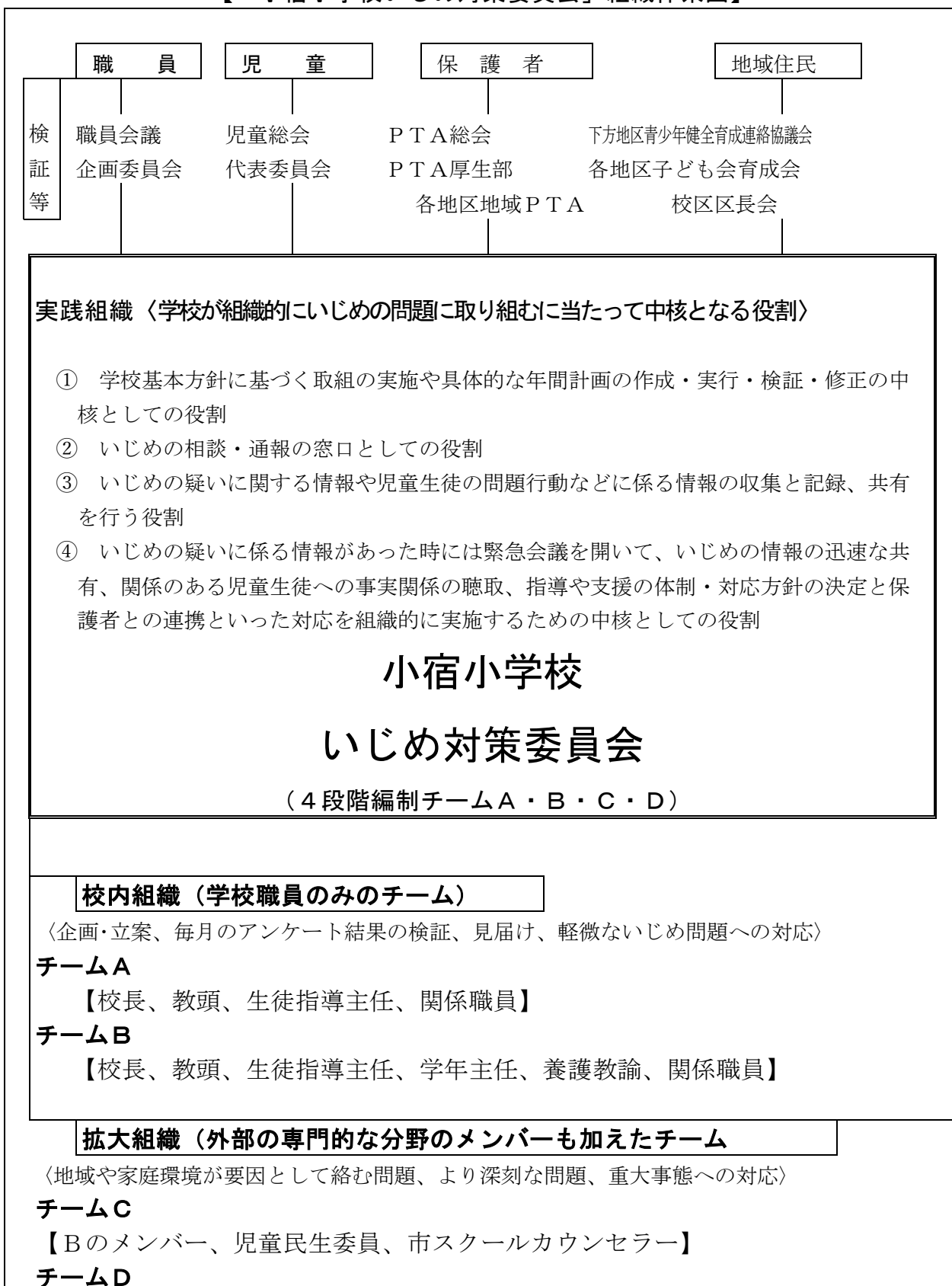
(※ 次頁「小宿小学校いじめ対策委員会組織体系図」参照)

<参考> いじめ防止対策推進法 第22条

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

また、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、本校職員、すべての保護者や児童、地域住民などの参加を図るためにも、職員会議、児童総会、PTA総会、地区青少年育成会などの場で本取組等を広く紹介し、協議、検証しながら、学校のみでの対応でなく、家庭、地域ぐるみの防止のための組織としての活性化を図っていく。

【「小宿小学校いじめ対策委員会」組織体系図】



【Aのメンバー、児童民生委員、市スクールカウンセラー、
市スクールソーシャルワーカー、小宿駐在所、随時※】

(※印は、医療関係者、人権擁護委員、弁護士等とし、要請については、市
教育委員会と相談の上、必要に応じて随時参画要請)